

公表したプロポーザル参加資格

プロポーザルに参加する者は、センターの運営を適切、公正、中立かつ安定して実施できるとともに、次の要件を全て満たす法人とする。

1	廿日市市内において介護保険サービスを提供する事業所を有し、介護保険サービスの提供実績があること。
2	介護保険法第115条の2第2項の規定に該当しないこと。 【指定介護予防支援事業所としての基準：事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が、市町村の条例で定める基準に満たない場合など】
3	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと 【契約を締結する能力を有しない者など】
4	廿日市市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しをうけてないこと。
5	市税の滞納がないこと
6	会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがされていないこと。
7	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。